

1 特定施設（騒音規制法第2条第1項）

次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は特定工場等となり、騒音規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施 設 名		規 模 等
1	金属加工機械	(イ)圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものであること。
		(ロ)製管機械	
		(ハ)ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものであること。
		(二)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ホ)機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものであること。
		(ヘ)せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のものであること。
		(ト)鍛造機	
		(チ)ワイヤーフォーミングマシン	
		(リ)blast	タンblast以外のものであって、密閉式のものを除く。
		(ヌ)タンブラー	
		(ル)切断機	といしを用いるものであること。
2	空気圧縮機及び送風機		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のものであること。
4	織 機		原動機を用いるものであること。
5	建設用資材製造機械	(イ)コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものであること。
		(ロ)アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg 以上のものであること。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものであること。
7	木材加工機械	(イ)ドラムバーカー	
		(ロ)チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものであること。
		(ハ)碎木機	
		(二)帯のこ機	製材用のものにあっては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用にあっては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものであること。
		(ホ)丸のこ機	
		(ヘ)かんな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものであること。
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるものであること。
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳型造型機		ジョルト式のものであること。

2 騒音発生施設（県条例第2条第11号）

特定施設以外に次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業場は、騒音特定工場等となり、県条例によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	施設名	規模
1	金属加工用の施盤 (ベルト駆動式のものであること)	すべてのもの。
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75 kW以上7.5 kW未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリート プラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 未満であること。
4	(1)チッパー	原動機の定格出力が2.25 kW未満であること。
	(2)製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が7.5 kW以上15 kW未満であること。
	(3)木工用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が1.5 kW以上2.25 kW未満であること。
	(4)かんな盤	
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75 kW以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75 kW以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が1時間当たり50L以上であること。

備考 冷凍機は空調装置を含む。

3 特定建設作業（騒音規制法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要になる。

番号	作業の種類
1	くいけ打機(もんけんを除く。)くい抜き機又はくいけ打くい抜機(圧入式くいけ打くい抜機を除く。)を使用する作業(くいけ打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15 kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業
8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業

備考 6バックホウ、7トラクターショベル及び8ブルドーザーは、平成9年10月1日から